

令和2年度魅力ある夜間景観づくりに向けた指針（案）作成等

実施業務の受託希望者の募集

（質問と回答）

応募について

質問1

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録がされていませんが、プロポーザルに入札をさせて頂きたいのです。「市長がその他特別の理由があると認めるときは、この限りではない。」とありますが、どのように認めて頂ければよろしいでしょうか。

（回答1）

主たる事務所が遠方にあるなど、京都市競争入札参加有資格者名簿に登録がない理由を別紙の参加希望書に記載の上、提案書に添えて提出してください。また、別紙に記載の必要書類についても添付してください。

質問2

弊社では、新型コロナウイルス感染症の影響により、（オフィスへの立ち入り禁止措置がとられているため）提出期日時点での提案書の印刷、押印提出が困難となる可能性があります。

5月6日以降の緊急事態宣言状況次第ではありますが、社会的に現状の対応が継続されるとした場合、例えば電子ファイル（PDF等）での提案書・見積書等の提出を可とし、押印については省略可としていただくことは可能でしょうか。

（※後日、印刷・押印が可能な状況となって以降、別途提出とさせていただきたく存じまず）

（回答2）

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、電子ファイル（原則PDF形式）での提案書の提出及び押印の省略は可とします。

押印が可能となった場合は、押印をお願いします。

選定について

質問 3

受託候補者選定実施要項第 3 条（2）イの業務実績について、同種又は類似の業務実績とは、どのような範囲を指すでしょうか。例えば、無償で地域のガイドラインの作成を支援したもの、自主研究で地域の将来像を示す冊子の作成などは、業務実績として含めることができますでしょうか。

（回答 3）

無償であること等は問わず、業務内容にて判断します。

質問 4

説明書 1（8）に「受託候補者に対してヒアリングを実施することがあります」との記載がございますが、弊社では新型コロナウイルス災禍の影響により、会社方針として全役職員の業務目的での外出の原則禁止の措置をとっておりますため、5月6日以降の緊急事態宣言状況次第ではありますが、社会的に現状の対応が継続されとした場合、ヒアリング出席のため貴市にお伺いすることが困難となる可能性がございます。

例えば、Web 会議システム（Zoom、Skype、Teams 等）を活用することによる Web 経由でのヒアリングの実施を御検討いただく余地はございますでしょうか。

（回答 4）

原則として書類審査によって受託候補者を選定します。ヒアリングを実施する場合、その方法についてはあらためて通知します。

質問 5

説明書 1（11）に「京都市景観政策課の窓口にて下記の資料を閲覧できます」として記載いただいている資料 3 点について、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、希望する事業者宛に、電子メール又はファイルダウンロードサービスの活用等により、電子データをご貸与いただくことは可能でしょうか。

（回答 5）

電子データを CD にて貸与しますので、景観政策課のメールアドレス宛にタイトルを「夜間景観貸与資料希望」とし、本文に郵送を希望する宛先を記載して送付してください。

なお、貸与資料は本プロポーザルのみを使用することとし、以下を遵守してください。

- ・コピー、転載、頒布をしない
- ・提出期日以降データを保持しない
- ・CD を返却すること

業務について

質問 6

委託仕様書 2 業務の内容（1）指針（案）の作成についてのイ及びエにおいて、京都市内外における事例調査とありますが、その件数の目安、また書籍や Web、現地でのヒアリング等、調査程度の目安をお教えいただけますでしょうか。今般の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、現地調査が困難になることも考えられますため、お教えてください。

（回答 6）

事例調査の件数は業務開始後、受託者の提案も踏まえながら調査対象を検討していくため、現時点での想定は困難です。事例の収集方法については、対象に応じて検討する必要がありますが、ヒアリングが必要な場合は、ヒアリングシートや電話等による方法も想定しています。

質問 7

本委託業務は、過去の調査結果等を踏まえた指針（案）の作成と理解しておりますが、本年度業務内では新たに技術的な検討を行うものではなく、「平成 30 年度調査」、「令和元年度社会実験」、「令和元年度市民会議」での議論内容や調査結果を取りまとめるという理解でよろしいでしょうか。

（回答 7）

技術編における基礎知識や照明手法の事例調査、ビジョン編における地域の特性に応じた空間像を含むビジョン作成などの際、これまでの調査や社会実験結果等を踏まえながら、補足的な調査や技術的検討（社会実験等を行いません）は必要になると想定しています。

また、指針（案）の作成の検討にあたっての、専門家への意見聴取等も本業務に含まれます。なお、専門家への謝礼金は本市が負担します。